

夢たくす 明るい政治に この一票

千葉県知事の任期満了に伴う選挙が、3月13日(日)に行われます。
大切な一票です。棄権せずに投票しましょう。

千葉県知事 選挙

3月13日(日) 投票日

みんなで投票
大切な一票



選挙公報は4日(金)に 新聞折り込みで

選挙公報は、3月4日(金)に次の新聞の朝刊に折り込まれます。
朝日新聞、産経新聞、千葉日報、東京新聞、日本経済新聞、毎日新聞、読売新聞

折り込み日に届かなかった場合は、次の補完場所を利用するか、市選挙管理委員会にご連絡ください。

選挙公報を補完してある場所

市役所1階行政資料室、公民館(中央、成田、公津、八生、中郷、久住、豊住、遠山、橋賀台、加良部、玉造)、市立図書館、美郷台地区会館、成田赤十字病院、三里塚御料郵便局、遠山郵便局、三里塚郵便局、JA成田市遠山支所

くわしくは市選挙管理委員会(☎22-1111・内線3152)へ。

即日開票

開票は、投票日当日の午後9時から市体育館で行われます。
なお、投票日は市のホームページでも、投票・開票の速報を掲示しています。

アドレスは

<http://www.city.narita.chiba.jp>

投票時間は午前7時から 午後8時まで

選挙の投票時間は、午前7時から午後8時までです。投票するときは、入場整理券(ハガキ)を切り離して本人のものだけお持ちください。入場整理券が届かなかったり紛失したりした場合でも、選挙人名簿に登録されていれば投票できます。

市内で投票できる人

日本国民で昭和60年3月14日までに生まれた人

成田市に住民登録をし、引き続き3カ月

以上住んでいて選挙人名簿に登録されている人
成年被後見人など、欠格事項に該当しない人

最近県内で転居した人は

平成16年11月13日以降に県内の他の市区町村に転居した人で、次の要件のすべてに該当する場合は、原則として旧住所地で投票することができます。その際、市区町村長が発行する、引き続き県内に住所を有することの証明書¹を提示してください。

住所の移転は市町村を単位として1回に限られます。

新住所地の選挙人名簿に登録されていない人(新住所地への転入届を12月2日以降に出した人)

旧住所地の選挙人名簿に登録されている人(平成16年10月25日から11月12日までに県内転居した人で、²のすべてに該当する人は、期日前投票できる期間が一律ではありませんので、選挙管理委員会へ問い合わせてください。)

新住所地への転入届を11月24日から12月1日に提出した人は、原則として2月25日から3月1日までは旧住所地で、3月2日以降は新住所地で期日前投票ができます。

投票日に用事のある人は 期日前投票を(下図参照)

投票日当日に仕事や旅行などの都合で投票に行けない人は、期日前投票ができます。

投票期間

2月25日から3月12日(土)までの土日を

含む毎日

投票時間

午前8時30分から午後8時まで

投票できる人

投票日に、仕事や買い物、旅行、冠婚葬祭などの予定があり、投票所に行けない人

期日前投票所

市役所4階期日前投票所

病院などに入院中の人は 不在者投票を

指定病院や老人ホームなどに入院(入所)中の人は、指定施設内で不在者投票をすることが出来ます。また、市外に滞在中の人は、滞在先の選挙管理委員会にて不在者投票ができます。

身体に障がいのある人は 郵便等による投票を

身体障害者手帳または戦傷病者手帳もち障がいの程度が一定の要件に該当する人
介護保険の要介護状態区分が「要介護5」である人は、あらかじめ「郵便等投票証明書」の交付を受けて、郵便などによる不在者投票ができます。

郵便等による不在者投票ができる人

身体障害者手帳をもっている人

両下肢または体幹の障がい1級または2級の人

心臓、腎臓、呼吸器、ぼうこう、直腸

小腸の障がい1級または3級の人

免疫の障がい1級から3級までの人

戦傷病者手帳をもっている人

両下肢または体幹の障がい特別項症から第2項症の人

内臓機能の障がい特別項症から第3項症の人

介護保険の被保険者証に「要介護5」と記載されている人

申請の手続き

申請書(申請者本人の署名が必要)に、身体障害者手帳、戦傷病者手帳または介護

保険の被保険者証を添えて市選挙管理委員会へ申請(申請手続きは代理の人で可)

します。

後日、「郵便等投票証明書」が郵便等で自宅に送付されます。

後日、「郵便等投票証明書」が郵便等で自宅に送付されます。

後日、「郵便等投票証明書」が郵便等で自宅に送付されます。

代理記載制度もあります

郵便等による不在者投票ができる人で、上肢または視覚の障がいの程度が一定の人は、あらかじめ選挙管理委員会に届け出た代理の人に書いてもらい投票することが出来ます。

くわしくは市選挙管理委員会 ☎ 22 11
11・内線 3152(八)

期日前投票手続き



受付

投票日に投票所に行けない理由などを「宣誓書」に記入します。

宣誓書の記入は簡単です！
所定の用紙に住所・氏名などを記入し、記載された理由に を付けるだけです。印鑑を押す必要もありません。

投票用紙の交付

選挙人名簿との対照の後、投票用紙の交付を受けます。



投票

記載台で候補者の氏名を記入し、投票用紙を直接投票箱に入れます(投票用紙を内封筒・外封筒に入れて、それに署名する手続きは不要になりました)。(注)投票の際は、入場整理券をお持ちください。